

# 倫理規定

## 第1条（目的）

本倫理規定は、一般社団法人あわらテクノロジー協議会（以下、「当法人」という）の役員、職員、会員等（以下、「構成員」という）が、高い倫理観を持ち、社会的責任を果たし、透明性のある運営を行うことを目的とする。

## 第2条（基本原則）

構成員は、以下の原則に基づいて行動するものとする。

1. **公共性の重視**：当法人の活動が公共の利益に資することを最優先とする。
2. **法令遵守**：関連法規および内部規程を遵守し、適正に運営する。
3. **公正・公平**：差別や不公正な取引を行わず、公正・公平な立場を維持する。
4. **透明性**：財務情報や事業活動を適切に開示し、透明性を確保する。
5. **利益相反の回避**：私的利益を優先せず、法人の利益を最優先に考える。

## 第3条（財務の適正管理）

1. 収入および支出は適正かつ透明に管理し、不正や不適切な会計処理を行わない。
2. 法令に基づき、適切な財務報告を行い、監査を受ける。

## 第4条（利益相反の管理）

1. 構成員は、個人的利益を優先せず、法人の利益を最優先に考える。
2. 法人と個人的利益が相反する場合、速やかに上長または理事会に報告し、適切な対応を取る。

## 第5条（人権尊重とハラスメント防止）

1. 構成員は、あらゆる差別を排除し、人権を尊重する。
2. セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、その他のハラスメント行為を禁止する。

## 第6条（情報の適正管理）

1. 個人情報および機密情報を適切に管理し、無断で第三者に提供しない。
2. 情報漏洩を防ぐため、適切なセキュリティ対策を講じる。

#### **第7条（環境・社会への配慮）**

1. 環境保護を意識し、持続可能な社会の実現に貢献する。
2. 地域社会との協力を図り、社会貢献活動を積極的に行う。

#### **第8条（倫理違反への対応）**

1. 倫理規定に違反した場合、適切な調査を行い、必要に応じて懲戒処分を行う。
2. 倫理違反を発見した場合、速やかに理事会に報告し、適切な対応を取る。

#### **第9条（監事の監査）**

1. 監事は、当法人の業務および財務状況を監査し、不正や不適切な運営がないかを確認する。
2. 監事は、必要に応じて理事会に対し報告を行い、改善を求めることができる。
3. 監事は、法人の帳簿、書類その他の財務情報を随時閲覧し、適正な運営がなされているかを監査する。
4. 監事が違反行為を発見した場合、速やかに理事会および関係当局へ報告し、適切な対応を求める。

#### **第10条（事務局および組織運営）**

1. 事務局は、法人の運営において中立・公平な立場を保ち、定められた職務を誠実に遂行する。
2. 組織の運営にあたっては、構成員間の適切な連携と情報共有を図り、効率的な事務処理に努める。

#### **第11条（文書管理）**

1. 業務に関する文書は、正確かつ適切に作成・保存し、必要に応じて迅速に確認・提出できるように管理する。
2. 文書の改ざん、隠蔽、または不適切な廃棄は行ってはならない。

#### **第12条（情報公開）**

1. 法人は、社会的責任を果たすため、財務状況や事業活動等に関する情報を適切かつ正確に公開するよう努める。
2. 情報公開にあたっては、個人情報や機密情報の保護に配慮しつつ、透明性のある運営を推進する。

### 第13条（リスク管理）

1. 法人は、事業運営に伴うリスクを適切に把握・評価し、未然防止および迅速な対応体制を整備する。
2. 重大なリスクが発生または予見される場合は、速やかに関係者に報告し、必要な対策を講じるものとする。

### 第14条（附則）

本規定は理事会の決議をもって制定・改定し、その効力を有する。

2024年2月21日

福井県あわら市中浜1-1  
一般社団法人あわらテクノロジー協議会  
代表理事 齋藤恭子